

個人情報について  
誤解していませんか？



地域活動者のための

# 個人情報

の手引き

個人情報は誰にとっても大切なものです。

正しく理解し、大切に扱うことで

相手との信頼関係を築くことができます。

人と人との信頼関係に基づく「情報の共有」が、  
誰もが安心して暮らせる地域社会をつくる！



社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会  
横浜市健康福祉局



## 個人情報の重要性を理解し、適切に取り扱うことが大切です



この手引きでは、地域で活動する個人および団体を含めて「地域活動者」と表記しています。



### 地域づくりと個人情報



#### ①そもそも 個人情報とは？

特定の個人を識別する  
ことのできる情報のこと

氏名・生年月日・住所・家族関係・職業など。  
生年月日や性別は、それだけでは特定の個人が識別されませんが、氏名等と組み合わせて使用することで特定の個人を識別できれば個人情報にあたります。写真や映像も個人情報になる場合があります。

#### ②地域活動者と個人情報の関係

「個人情報保護法」では…

「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」と定めています。

「横浜市個人情報の保護に関する条例」では…

市民の責務として、「市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。」と定めています。

個人情報を扱うときは、法律の趣旨を踏まえ適切に取り扱うことが大切ですが、法の対象はあくまで5,000件を超える個人データを事業活動に利用している**事業者**です。**個人はもちろん、ほとんどの地域活動団体は法の対象には含まれていません。**

#### ③地域の中でのいわゆる“過剰反応”

皆さんの地域でこんなことが起こっていませんか？

自治会の名簿が作れなくなった！

見守り活動の情報が得にくくなった！

これらのいわゆる“過剰反応”は、法律の意図するところではありません。

「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図りながら、個人情報を適切に管理し、取り扱うことが大切です。

★個人情報を大切に取り扱い、地域づくりを進めるためのポイントは、次の3つです！

ポイント1

## 相手との信頼関係を作ることを、まず第一に心がけましょう

一人ひとりを支援し、支えあいのまちづくりを進めるためには、相手の個人情報を大切に取り扱いながら、支援の輪を広げていくことが必要です。

もしも、あなたの氏名・住所・電話番号の書いてある紙が道端に落ちていたら、話したことのない近所の方があなたの生活の様子を知っていたら、どんな気持ちになりますか？

信頼関係を築くためには、相手が大切にしたいものを、大切に取り扱いましょう。単に個人情報の法律やルールを守るということではなく、信頼関係を築くために、個人情報を大切に扱うことに心がけましょう。



### ◆私たちが配慮しなければならないこと プライバシー◆

プライバシーとは…

「個人の私生活に関する情報や一般の人に知られていない情報」のことです。個人の思想や家庭の内情等、ある人は公開していても、ある人にとっては絶対に知られたくない場合があるなど、その範囲は本人にしか測れないものです。

地域で支援活動を上手に行うためには、個人情報の取り扱いと共に、一人ひとりにプライバシーがあることを認識し、適切な配慮を心がけることが必要です。



ポイント2

## 個人情報を扱うためのルールを理解しましょう

- 本人にとって大切なものであることを認識する。
- 利用する目的を特定しておく
- 目的を超えて情報を取り扱うことはしないようにする。
- 本人に目的と使用方法を伝え、本人の同意（了解）を得る
- 情報を他の人や団体へ提供することについて、本人の同意（了解）を得る



### ◆考えてみましょう◆

「皆さんの地域で、個人情報の正しい取り扱いについてよく理解するために、どんなことができますか」

ポイント3

## 個人情報大切に取り扱い、助けあいの輪を広めましょう

個人情報の保護は、個人の権利利益を守るために重要です。しかし、支援を必要とする方の情報がなければ、困っていることなどを聞く手段も限られてしまいます。個人情報の正しい扱い方を理解し、本人から同意を得ることで、支援する方法や内容が広がります。

### 包括的に了解（同意）を得る

本人の支援活動という目的の範囲内で第三者へ情報を提供することをあらかじめ説明し、了解（同意）を得ている場合は、その都度了解（同意）を得なくても、第三者へ情報を提供することができます。

ただし、本人から提供しないでほしいと申し入れがあった場合は、提供を中止する必要があります。

### 本人の了解（同意）を得ずに個人情報を提供する場合

あらかじめ本人の了解（同意）を得ないで、第三者へ情報を提供することはできません。

ただし本人の生命・身体に危険がある等の緊急時は、本人の了解（同意）を得ずに、第三者へ情報を提供することができます。

### ◆考えてみましょう◆

「皆さんの地域で、個人情報を大切に取扱い、支援を広げていくために、どんなことができますか」

### 公的機関との情報共有について

地域の中で支援していくためには、公的サービスの利用も必要となり、公的機関との情報共有も欠かせません。

行政職員や公的な福祉の関係者（民生委員・児童委員、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会など）には守秘義務が課せられています。生命・身体・財産に関わることで、「緊急を要する」場合は、本人の了承（同意）がなくても、公的機関へ相談をお願いします。

地域の方々から信頼され、活動を応援していただけるよう、「個人情報」は正しく理解し、大切に扱うことが大切です。活動を通じて「支援が必要な人に支援が届き、助けあいの輪をつくる」そんな地域づくりに取り組んでいきましょう。

個人情報保護法について（消費者庁ホームページ）  
<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>



発行 平成23年6月

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 経営企画部

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 TEL 045-201-2090 FAX 045-201-8385

横浜市 健康福祉局 福祉保健課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL 045-671-3567 FAX 045-664-3622